

学校施設の使用見直し方針(案)に対する区民意見募集の実施結果について

(1) 区民意見募集の概要について

学校施設の使用見直し方針の策定にあたり、令和5年12月11日から令和6年1月16日まで学校施設の使用見直し方針(案)に対するご意見を募集しました。

お寄せいただいたご意見とそれに対応する検討結果をまとめています。なお、長文にわたるものや重複、具体的な名称等は、趣旨を損なわない範囲で一部省略、追記、要約または分割している場合があります。

(2) 意見募集期間 令和5年12月11日 から 令和6年1月16日 まで

(3) 周知方法
 ア 掲載場所 めぐる区報(令和5年12月15日号)、ホームページ
 イ 配布・閲覧場所 目黒区総合庁舎本館1階区政情報コーナー、5階スポーツ振興課
 地区サービス事務所(東部地区を除く)、各住区センター、各区立図書館

(4) 受付件数

区分		種 別				計
		書面	F A X	電子	その他	
個人・団体	提出者※	7	8	49	0	64
	(意見数)	(7)	(8)	(49)	(0)	(64)

※(内訳) 個人意見51件、団体意見13件

(5) 対応区分別件数

番号	内容	計
1	意見の趣旨を踏まえて方針案に反映します。	20
2	意見の趣旨は方針案に取り上げており、趣旨に沿って取り組みます。	21
3	意見の趣旨は方針案には取り上げませんが、事業実施等の中で趣旨を踏まえて努力します。	19
4	意見の趣旨は、今後の検討・研究の課題とします。	11
5	意見の趣旨に沿うことは困難です。	26
6	意見の趣旨を関係機関・団体に伝達します。	1
7	その他	21
合計		119

2 区民意見で寄せられた意見と検討結果

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	所管
0001	01	個人	FAX	令和7年4月からの使用料についてですが、もう少し安くしていただけませんか。お願いします。	5	学校施設については、持続可能な施設使用を実現するために、施設を利用する受益者が一定の使用料負担を担うことが公平性の観点からも望ましく、その金額については、類似する公の施設である貸室やスポーツ施設の単価を基礎としつつ、近隣施設の状況も踏まえ、お示したものです。今後も施設の適切な運営が図れるよう、その使用料についても引き続き見直しを進めてまいります。	資産経営課
0002	01	個人	専用フォーム	保育園や幼稚園による利用が無料とされる一方で、小学生が自分たちの、通う学校を利用するのは有料とすることは、無理があると感じる。ただでさえ、野球人口の減少で苦しんでいるチーム運営に、追い打ちをかけることは免れない。再検討を求めます。	1	保育園や幼稚園が学校施設を主に利用する運動会等は、幼児の保育や教育課程において重要な行事でありながら、区内の幼児施設のほとんどは広い園庭が無いのが現状です。そのため、近隣地域の小学校の校庭等を利用することは一定の公共性が認められます。また、小学生が放課後の居場所として利用するランランひろばや休日の校庭開放(学校ひろば)は、全児童を対象にしているため無料ですが、同じ学校施設を任意のグループや団体に対して、貸切での使用を承認する団体開放は、利用する個人が大人か子どもかに関わらず、適切な受益者負担を実施するために有料化が必要と考えます。一方で、地域の子ども団体の活動においては、子ども達の日常の運動習慣を一定程度、維持・継続していくことや、子育て世代への支援も必要であると考えます。そのため、見直し方針のうち、身近な施設であるホーム校での子ども団体利用の場合に限り、使用料の免除を行うこととします。	資産経営課 スポーツ振興課
0003	01	個人	専用フォーム	学校開放の使用見直しについての概要拝見しました。公平な利用につながる事を期待しています。	2	学校施設は、地域の皆さんやすべての子ども達が平等に利用できる最も身近な公共施設です。今後も、より多くの区民の皆さんが公平に利用できるような運用に努めてまいります。	資産経営課 スポーツ振興課 生涯学習課
0004	01	個人	専用フォーム	見直し方針(案)は、とてもよいと思います。その上で、これまで開放に関わった者として、気になる点を記します。同一団体が同一日に、連続または断続的に利用申請してもよいか。	7	校庭を連続利用できる範囲は2枠4時間までで、体育館の場合1枠3時間までです。いずれも月利用時間上限の20時間(校庭)か24時間(体育館)の範囲内であれば、同じ日の連続しない時間帯を利用することは妨げません。	スポーツ振興課
0004	02			子ども団体が、会費(月謝)を徴収している団体は登録できるのか。コーチ等が他の仕事をしておらず、仕事としてやっている団体がある。	7	団体登録は、営利目的でないことのほか、代表者自らが講師(指導者)となった教室(スポーツ塾)として、授業料を徴収するなどの運営をしていないことや、構成員から徴収する会費は、実費を大きく上回ることはないことなどの要件を確認し、誓約したうえでの登録となります。	スポーツ振興課

2 区民意見で寄せられた意見と検討結果

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	所管
0004	03			子ども団体の、区内全域から利用者が来て、学校の敷地内に駐輪している場合、7年度からは駐輪させなくできるか。	7	学校敷地内への駐輪は、原則として認めていませんが、学校ごとの個別事情を踏まえて認めている場合があります。駐輪の許可は学校ごとの判断となりますが、やむを得ない事情以外、基本は禁止であることを利用者に呼び掛けてまいります。	スポーツ振興課
0004	04			現在、ひと月に20枠以上(今回の案による枠として)利用している子ども団体が、小学校1～3年と4～6年や、1・2年、3・4年、5・6年等、別々に団体登録しようとした場合、認めるのか。	7	子ども団体の中には、学年別に活動している団体もあり、そうした場合は、団体登録をチーム別にさせていただくことを想定しています。ただし、チームごとに予約した枠は、そのチームの名簿に載っている子どもの利用に限ります。	スポーツ振興課
0005	01	個人	専用フォーム	金額については、良心的な金額だと思います。学童クラブの父母会に在籍しております。学童クラブでは、保護者間の交流の場が限られているので、今までは、交流会や子どもたちへのイベント活動などで使用させて頂いておりました。親と子が交流し、親睦を深めていく事は、子どもたちの成長や、親同士の助け合いにとっても必要で、子育てにおいては大切な繋がりになります。今後も、今まで通りの交流を続けていくために、年に2回もしくは3回までは無料にして頂きたいです。(4回以上は有料など)地域の繋がりが希薄になっている昨今です。繋がりを断たないためにも、年に数回のみ無料化を実現して頂きたいです。よろしくをお願いします。	2	学童保育クラブの父母会が、保護者や子どもたちの交流活動として校庭や体育館を使用する場合は、これまで通り学校施設の目的外利用として申請をいただき、無料でご利用になれます。ただし利用回数につきましては、校庭や体育館利用の希望が多く、公平性を保つ必要があることから、既定の行事利用に限り年2回程度までとする予定です。なお、教室使用の回数基準は設けません。	スポーツ振興課 生涯学習課
0006	01	個人	専用フォーム	無料貸し出しは本当にありがたいです。ただでさえ、野球をする場が減っていますので、これ以上の負担をかけられません。どうか、無償のままをお願いします。	1	小学生が放課後の居場所として利用するランランひろばや、事前申込不要かつ自由来館型の事業である校庭開放(学校ひろば)は、子どもたちや地域の安全な遊び場の確保を目的として全児童を対象に、無料で実施しています。 これらに対して、同じ学校施設を、特定の団体に対して、貸切での使用を承認する団体開放については、持続可能な施設利用の実現や施設を利用しない方との公平性の観点から、受益者となる施設の利用者に一定の使用料を負担いただくことが望ましいと考えております。 また、一方で、地域の子どもの活動においては、子ども達の日常の運動習慣を一定程度、維持・継続していくことや、子育て世代への支援も必要であると考えます。そのため、見直し方針のうち、身近な施設であるホーム校での子ども団体利用の場合に限り、使用料の免除を行うこととします。	資産経営課 スポーツ振興課

2 区民意見で寄せられた意見と検討結果

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	所管	
0007	01	個人	専用フォーム	これまで通りの無償使用をお願いします。	1	0006-01と同じ	資産経営課 スポーツ振興課	
0008	01	個人	専用フォーム	現状、目黒区にはこどもがのびのびとボール遊びができる運動場がほとんどありません。〇〇は父母有志が車出しをして砦野球場まで送迎しなければ試合をすることもできず、その出費や時間ロスは、こどもに運動をさせたいという一心ですが、そのために家庭の事情で野球を続けられない子もいます。学校施設は安心して使える近所の数少ない施設であり、有料化により負担が増えるとますますこどもが運動しづらい状況に拍車がかかります。どうか再検討をお願いいたします。	1	学校校庭の団体開放は、地域の子どもスポーツ団体が、野球やサッカーの練習を行うために開放しており、子ども団体が身近な学校施設でのスポーツ活動を行うことは今後も可能です。ただし、対外試合を行うことは、近隣騒音などへの配慮から、原則禁止としています。また、今後の区立学校施設は、放課後の子どもの居場所事業である、ランランひろばの拡充や、学校更新に伴い一時的に校庭が使えなくなることで、団体の利用機会が縮小されることは避けられません。そのため、各団体ごと一律の利用枠時間制限を設けたうえで、地区内の学校の空き枠利用ができる運用とすることで、団体開放の有料化については、持続可能な施設利用の実現や施設を利用しない方との公平性の観点から、受益者となる施設の利用者に一定の使用料を負担いただくことが望ましいと考えております。また、一方で、地域の子ども団体の活動においては、子ども達の日常の運動習慣を一定程度、維持・継続していくことや、子育て世代への支援も必要であると考えます。そのため、見直し方針のうち、身近な施設であるホーム校での子ども団体利用の場合に限り、使用料の免除を行うこととします		資産経営課 スポーツ振興課
0009	01	個人	専用フォーム	区内の学校の児童・生徒が大多数を占める団体から料金徴収となることについて再検討を求めます。	1	0006-01と同じ	資産経営課 スポーツ振興課	
0010	01	個人	専用フォーム	学校施設の使用見直し方針案で示されている団体のうち、区内学校の児童生徒が大多数を占める団体からの料金徴収について再検討を願います！ 国を挙げて少子化対策に取り組んでいる中、時代錯誤も甚だしい今回の法案に憤りすら感じます。未来を担う子供の学びの場にこれ以上の負担のないようお考え直し下さい！！ 並びに、税の使い道を再度見直すようお願い申し上げます。	1	現在の団体開放の要件である社会教育関係団体は、過半数が区内在住・在学・在勤者であることとしており、子ども団体の場合ほぼ全部の団体が区内の学校の児童生徒により構成されています。しかしながら、今後の区立学校施設は、放課後の子どもの居場所事業である、ランランひろばの拡充や、学校更新に伴い一時的に校庭が使えなくなることで、団体の利用機会が縮小されることは避けられません。そのため、各団体ごと一律の利用枠時間制限を設けたうえで、地区内の学校の空き枠利用ができる運用とすることで、団体開放の有料化については、持続可能な施設利用の実現や施設を利用しない方との公平性の観点から、受益者となる施設の利用者に一定の使用料を負担いただくことが望ましいと考えております。また、一方で、地域の子ども団体の活動においては、子ども達の日常の運動習慣を一定程度、維持・継続していくことや、子育て世代への支援も必要であると考えます。そのため、見直し方針のうち、身近な施設であるホーム校での子ども団体利用の場合に限り、使用料の免除を行うこととします	資産経営課 スポーツ振興課 生涯学習課	

2 区民意見で寄せられた意見と検討結果

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	所管
0011	01	個人	専用フォーム	見直しには反対です。ただでさえ、公園などでは球技ができません。学校施設ぐらいはのびのび使わせてください	1	0006-01と同じ	資産経営課 スポーツ振興課
0012	01	個人	専用フォーム	反対	7		資産経営課 スポーツ振興課 生涯学習課
0013	01	個人	専用フォーム	息子がわかたけ学級所属ですので、所属の団体が週末にわかたけの校舎をよくお借りしています。わかたけの生徒は全員が学区外から通っており、対面での利用希望書類の提出は負担が大きい為、今後はオンライン申請が可能になると大変ありがたいです。どうぞ宜しくお願い致します。	2	学校施設を定期的に利用する団体の利用申請手続きについては、令和7年度から、スマートフォンやパソコンからのオンライン申請の導入、また、使用料の支払いについては、クレジットカードによる決済の導入を予定しています。なお、単発的な利用申請や、スマートフォンやパソコン操作に慣れない方に対しては、当面、これまでの複写式用紙での申請や利用券による支払いを行うこともできますが、合わせてシニア向けの端末操作研修などを通じて、ICT化に向けた啓発を行ってまいります。	生涯学習課
0014	01	個人	専用フォーム	地域の子ども団体が学校施設を利用する際の料金徴収については、強く再検討を求めます。	1	0006-01と同じ	資産経営課 スポーツ振興課
0015	01	個人	専用フォーム	学校施設を使わせてもらってる子供たちは、その学校に通っている子供たちです。有料になれば、子供達の活動の場所が減ります。有料化はやめてほしいです。	1	0006-01と同じ	資産経営課 スポーツ振興課
0016	01	団体	FAX	地域の学校施設の利用については地域のコミュニティに効果が大きいと思う。従って課金については、反対である。	5	地域の公共的活動団体である町会、自治会、住区住民会議、学校PTA等が地域のコミュニティ活動のため使用する場合は無料です。しかし、任意のグループや団体に対して、貸切での使用を承認する団体開放については、持続可能な施設利用の実現や施設を利用しない方との公平性の観点から、受益者となる施設の利用者に一定の使用料を負担いただくことが望ましいと考えております。	資産経営課 スポーツ振興課 生涯学習課
0016	02			また、使用料の収納或いは、還付等の煩雑さを考えて欲しい。	3	学校現場では現金の取り扱いが行えないことから、施設予約システムにオンラインクレジット決済機能を付加して、当日払いとすることで還付は生じない前提です。ただし、支払い後に天候等のやむを得ない事情でキャンセルする場合のみ、利用者が自ら施設予約システムで取消し操作を行い還付を行います。	スポーツ振興課 生涯学習課

2 区民意見で寄せられた意見と検討結果

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	所管
0016	03			ホーム校での利用調整会議への参加が求められているが、各学校施設運営委員会の負担の軽減にならないし、各団体も参加しないと話し合い、調整も出来ないと思う。	4	現在の学校開放運営委員会での利用調整の方法は、運営委員会ごとに異なり、抽選や話し合いなどで行っているところです。そのため一律にシステム抽選に移行するのではなく、これまで同様、対面での利用調整を行っていただく予定です。また、利用調整をすべてシステム抽選に移行することは、今後検討して参ります。	スポーツ振興課
0016	04			その後の施設予約システムでは、2重の手間がかかる。	3	利用申請の方法を現在の紙申請から、施設予約システムでのオンライン申請に変更することで、オンラインクレジット決済が可能となり、利便性が向上する予定です。そのため、施設予約システムへの入力はお手数をおかけしますが、何卒よろしくお願ひいたします。	スポーツ振興課
0016	05			又、不可抗力で使用等が出来なかった場合の還付方法は大変に面倒かと思う。オンラインクレジットカード決済の場合は、決済が遅れる為かなり面倒になる。利用券の使用も入手方法や入手場所が面倒で、利用者に負担がかかる。	3	悪天候による当日利用中止に対応できるよう、校庭の場合は特にオンラインクレジットカードによる当日決済をお勧めしています。利用券の入手方法は、区役所その他、可能な範囲で区内複数の施設窓口での販売を予定していますので、ご負担がかからないよう検討してまいります。	スポーツ振興課
0016	06			スポーツ団体の使用は若い人だけで無く、シニア層も使用している。施設予約システムの利用は難しいと思われる。(地域の老人クラブの方々の意見である。)	2	区民サービスにデジタル技術を導入していくことは、区民の皆さんの利便性の向上だけでなく、将来的に経費や資源の節約にもつながる重要な区の施策です。スマートフォンやパソコンの操作に慣れない方に対しては、これまでの複写式用紙での申請や利用券による支払いを行うこともできますが、合わせてシニア向けの端末操作研修などを通じて、ICT化へ向けた啓発を行ってまいります。	スポーツ振興課
0016	07			説明会では紙データの削減と聞いたが、今回のシステムでは各種の確認作業等が膨大になると予想される。	3	施設予約システムでのオンライン申請の確認作業はスポーツ振興課で行いますが、紙データの場合、書類到着後に確認作業を行うところを、システムで行う場合は即時確認が可能となるため、事務の効率は上がります。	スポーツ振興課
0016	08			以上の理由で反対である。何が本来の区民サービスかを良く考えて欲しい！本システムが上手く行かなかった場合の責任はどうなるのか？	5	新たなシステム化に不安を感じられていることと思いますが、既存システムを活用し、準備に万全を期してまいりますので、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。	スポーツ振興課
0017	01	個人	書面	有料でも問題ないかと思ひます！！	2	0003-01と同じ	資産経営課 スポーツ振興課 生涯学習課

2 区民意見で寄せられた意見と検討結果

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	所管
0018	01	個人	専用フォーム	大人(一般)が使用するのに料金が課せられるのは納得できませんが、子どもが、しかも通っている学校施設を使用するのに料金が課せられるのは良くないと思います。子育て支援と言うのであれば、子ども達の活動にもっと理解を示していただきたいと思います。是非とも子ども達の利用料金を無償にしてください。宜しくお願いします。	1	0006-01と同じ	資産経営課 スポーツ振興課 生涯学習課
0019	01	個人	専用フォーム	子供が野球をやっています。外で遊ぶ場所も少ない…ボールを使える場所は更に少ない…バットを使える場所はもっと少ない…子供達にとって大切な場所はどんどん少なくなり、自然と身体を動かす場所が無くなる。基礎体力調査をしても、上がるはずがない…視力も下がる一方…環境が影響していると思いませんか？窮屈なのに子供達の為の限られた空間が有料化…本当にそれでこれからの日本を支えられる子供になりますか？有料化には反対です	1	0006-01と同じ	資産経営課 スポーツ振興課 生涯学習課
0020	01	個人	専用フォーム	区外の利用者と区内の利用者で金額は分けるべき。また、料金については近隣の区と比べて遜色ない程度に考え直したほうがよい。個人開放にお金を取るのであれば設備は全て区で同じものを準備すべき。校長や副校長等の采配で学校により変えるべきではない	3	学校施設を使用する団体は、代表者を含む過半数以上が区内在住、在学、在勤であることを条件としておりますため、区外団体は利用できません。使用料金については、類似する公の施設である貸室やスポーツ施設の単価を基礎としつつ、近隣施設の状況も踏まえ、お示したものです。なお、校庭の個人開放である学校ひろばや、体育館の個人開放については無料としています。 団体開放で使用する学校の設備については、学校ごとに違いはありますが、常に整備点検を心掛けるとともに、不具合があれば随時修理や更新を行ってまいります。	資産経営課 スポーツ振興課 生涯学習課
0021	01	個人	専用フォーム	野球チームで毎週グラウンドを使わせていただいています。子供の身体を動かす機会が減っておりますので、現在と同様無料での使用を認めていただければと思います。	1	0006-01と同じ	資産経営課 スポーツ振興課
0022	01	個人	専用フォーム	地域の子供が参加しているチームが野球やサッカーの練習をするのに料金をとるのは、学校開放の趣旨になんら反するものではなく、そこから料金を取ることは反対する。 週3回以上の練習だと年間10万円などの支出となり、会費増となり、結果的に子どもたちのスポーツ環境を奪うことになると考える。	1	0006-01と同じ	資産経営課 スポーツ振興課
0023	01	個人	専用フォーム	学校施設の有料化が行われると、子どもたちの野球チームの練習が減少して野球人口のさらなる減少に拍車がかかります。	1	0006-01と同じ	資産経営課 スポーツ振興課

2 区民意見で寄せられた意見と検討結果

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	所管
0023	02			また、用具も学校に置ける形式の継続を望みます。	4	学校倉庫等における団体私物の保管については、原則禁止としていますが、学校教育上の支障のない範囲内で、学校との協議の上で例外的に認めている場合があります。しかしながら、団体専用倉庫の設置も含め、私物保管が認められている場合であっても、今後は学校の建替えに伴う撤去などの課題を抱えていることから、新たな受け入れは困難であり、受け入れ中の団体に対しましても、当面物品数の精査や整理削減をお願いしていく予定です。	スポーツ振興課
0024	01	個人	専用フォーム	地域の子供団体が学校施設を利用する際の料金徴収については、再検討を求めます。	1	0006-01と同じ	資産経営課 スポーツ振興課
0025	01	個人	専用フォーム	1団体あたりの下記の利用上限時間が、校庭利用は月10枠(20時間まで)、体育館利用(校庭併用含む)は月8枠(24時間まで)はあまりに少ないと考えます。欧米でのサッカー主要リーグ下部組織クラブチームでは、月の練習時間はオーバーワークを懸念しても160時間/月が最適と言われています。その中で、20時間/月はスポーツ振興どころか、衰退に寄与する悪しき上限になると考えます。これでは目黒区から子供達に夢を与えるようなプロ選手の輩出は、今後無いに等しくなり、ますます子育てしにくい、子供達自身が住みにくい街に変化していくと考えます。	5	スポーツ庁が平成30年3月に取りまとめた「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」によると、ジュニア期における1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とするなど、十分な休養が必要とされています。本区の利用時間の上限は、これらのエビデンスを踏まえ、さらに本年7月に行った団体アンケート調査結果の平均利用時間に基づくもので、他区の上限時間と比しても多めの設定になっています。また、今後の学校施設は、放課後の子どもの居場所事業である、ランランひろばの拡充や、学校更新に伴い一時的に校庭が使えなくなることで、団体の利用機会が縮小されることは避けられません。そのため、各団体ごと一律の利用枠時間制限を設けたうえで、地区内の学校の空き枠利用ができる弾力的な運用とすることで、経過措置として、当面の間、空き予約に限り利用上限を設けないこととします。学校施設は、地域の皆さんやすべての子ども達が安全・平等に利用できる最も身近な公共施設です。今後も、より多くの区民の皆さんが公平に利用できるような運用に努めてまいります。	スポーツ振興課
0026	01	個人	専用フォーム	結論から申し上げますと、一部内容を除き既存の使用団体については大幅な変更方針の為、判断をもう少し慎重になされた方が宜しいかと思えます。私どもの様な、少年サッカー団体から申し上げますと、主に小学校の校庭を活動拠点とされるスポーツ団体は複数あり、競技を変えればその何倍もの団体があると思えます。その活動の拠点となる施設の有料化および活動の回数制限を受けることで大きな被害を受けるのは「その地域の青少年」にあたります。世界的にもスポーツの力が大きいことはオリンピックやワールドカップなど様々なところで既にご存知かと思えますが、子供たちのスポーツが出来る環境を今後奪いかねることに今回の方針はつながりかねないと考えます。	5	0006-01及び0025-01と同じ	スポーツ振興課 資産経営課

2 区民意見で寄せられた意見と検討結果

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	所管
0026	02			働き方改革の一環で今後部活の在り方も含め、地域のスポーツ団体がこれからは受け皿になると期待されている中、そもそも子供たちのスポーツを行う環境が無くなりかねない内容に私どものみならず、スポーツをしているお子様の保護者の方々も思うことはあることです。 隣区のスポーツ環境の話では、夜間照明も充実されており、校庭でも夜間開放を積極的に行う一方で、目黒区は夜間は騒音などを理由に一向に改革が進んでいる様子がありません。隣区の校庭施設も近隣は住宅街のところもありますが、防犯対策になっていることなどマイナスなことだけではありません。 その様な流れからの今回の方針では、目黒区内の子供たちのスポーツを行える環境は今後どのように考えているかを伺いたいと思います。	7	学校施設の使用は、地域のスポーツ団体をはじめ、多くの区民や地域団体からの要望に応じて、社会教育や公共の目的のために実施していますが、近年、その需要は多岐にわたり、学童保育待機児童の増に伴う特別教室等のタイムシェアや、放課後の子どもの居場所としての「ランランひろば」の拡充などでの活用も必要になっています。こうした状況の変化に適切に対応していくと共に、子どもたちのための施設活用の実現、学校施設を有効活用しながら、引き続き、子どもたちがスポーツに親しむことができる環境を確保していくことが必要と考えます。	学校施設計画課 スポーツ振興課
0026	03			その中で、施設の使用料については、一部有料化にすることで、使用の仕方にも節度を持って使用する団体が増えていくことで備品の管理や、照明などの修繕費などへ充てて頂くようなことであれば大賛成です。 文章だけでは伝わりにくい今回の方針について、一度方法はお任せいたしますが、利用者説明会などを行うことを提案させて頂きたいと思います。支離滅裂な文章で恐縮ですが、今後目黒区内のスポーツ環境が良くなることを期待しております。	2	学校施設については、持続可能な施設使用を実現するために、施設を利用する受益者が一定の使用料負担を担うことが公平性の観点からも望ましく、その金額については、類似する公の施設である貸室やスポーツ施設の単価を基礎としつつ、近隣施設の状況も踏まえ、お示したものです。今後も施設の適切な運営が図れるよう、その使用料についても引き続き見直しを進めてまいります。 なお、今後区民の皆様への説明会を行うとともに、学校開放運営委員会が開催する懇談会などの機会を捉えて、随時説明してまいりたいと思います。	資産経営課 スポーツ振興課
0027	01	個人	FAX	学校の体育館を使わせていただいととても有難い。学校利用要件の例に「登録者名簿に記載されたメンバー以外は利用しないこと」とあるが、年度途中から追加登録できるようにしていただきたい。登録者から聞いたり、個人開放で知って、団体開放の日に来る人も多い。ルール遵守の確認などすれば追加登録して利用できるようにしていただきたい。電気等の負担は仕方ないが、できるだけ安くしていただくと有難い。目黒区の体育館は使用料が安いので、他区の人利用が多くて、使いにくくなっている。港区、渋谷区等のように、他区の人使用料を高くして、その分を区内の経費にあてて、区民の負担を軽くしていただきたい。	2	学校利用要件に「原則として名簿に登録されたもの以外利用しない」とする予定ですが、この場合の例外として、別途使用要領で以下のとおり定める予定です。 ・入会希望者が体験利用するとき。 ・外部指導者または講師が参加するとき ・児童生徒の保護者が見守るとき ・その他団体関係者が見守るとき そのため、登録者名簿の提出は、部員の1/3以上が入れ替わる等の場合は随時とし、その他は更新時で可とします。 学校施設の利用団体は、代表者を含む過半数以上が、目黒区在住、在学、在勤者である必要があります。従って、区立体育館とは異なり、他区の人で構成される団体の利用はない想定です。	スポーツ振興課 資産経営課

2 区民意見で寄せられた意見と検討結果

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	所管
0028	01	個人	書面	いつも学校施設貸していただいております。日頃運動のできにくい仕事帰りの主婦や若者が子供達の通う体育館で楽しくバレーボールをしています。なんでも値上がりのこの時代いたしかたないかと思いますが、1時間600円はちょっと高い！もう少し安くしていただけると嬉しいです。	5	0001-01と同じ	資産経営課
0029	01	団体	書面	平素より区立小中学校体育館開放で大変お世話になっております。8月のアンケートにて「学校施設使用の見直しについて」無料使用の継続をお願い致しましたが、今回有料化の使用料も発表となり、非常に残念に思っております。当クラブでは区内地域行事への出演や全日本、世界大会への出場を来年度以降も目指していきたいと思っております。社会教育団体として、青少年の健全な育成を全うすべきと思っております。しかしながら何よりも大切な練習場所の確保(今までと同等の数)ができなくなるのではないかと、料金が各家庭への負担として大きくなるのではないかと、ということを危惧しております。使用料(案)を拝見致しました。‘子ども団体‘の括りは何歳までを‘子ども‘とカウントしますか。又、料金設定はどの様な根拠で算出されたものか知りたいと思っております。	7	区立学校施設は児童・生徒を対象として整備されていることから、学校開放の子ども団体は、中学生以下としています。高校生以上がプレーヤーに含まれる場合は、大人団体ということになります。貴団体は、大人から子供まで幅広い年代層が活動されているとお見受けしますが、例えば活動方法を子どもと大人で分けることにすれば、チーム編成も分けていただくことが可能です。また、料金設定につきましては、持続可能な施設使用を実現するために、施設を利用する受益者が一定の使用料負担を担うことが公平性の観点からも望ましく、その金額については、類似する公の施設である貸室やスポーツ施設の単価を基礎としつつ、近隣施設の状況も踏まえ、お示したものです。今回の改定においてはお示した料金といたしますが、今後も施設の適切な運営が図れるよう、その使用料について引き続き見直しを進めてまいります。	スポーツ振興課 資産経営課
0029	02			そして、活動拠点校が指定された場合、指定された地区の体育館しか使用できなくなるということでしょうか。登録団体が多い場合予約できる枠も減りますが、団体登録数の制限はありますでしょうか。この辺り詳細な内容もお知らせ頂きたいです。	7	ホーム校を登録した地区内の他校は、空き予約で利用できますが、地区外は利用できません。また、事前調査では地区ごとの団体数に大幅な差がなかったことから、地区ごとの団体登録数の制限は今のところ設ける予定はありません。	スポーツ振興課
0030	01	個人	FAX	学校施設の使用料ですが今まで無料であったのに1時間当たりの料金設定は高すぎると思います。時間帯も午前・午後・夜間と分けないで良いと思います。1時間当たりで教室・体育館・校庭として体育館と校庭は同じ料金で良いと思います。(1時間当たり教室は200円、体育館・校庭は300円。)	5	学校施設については、持続可能な施設使用を実現するために、施設を利用する受益者が一定の使用料負担を担うことが公平性の観点からも望ましく、その金額については、類似する公の施設である貸室やスポーツ施設の単価を基礎としつつ、近隣施設の状況も踏まえ、お示したものです。今後も施設の適切な運営が図れるよう、その使用料についても引き続き見直しを進めてまいります。	資産経営課
0031	01	団体	書面	学校施設の有料化については、維持管理への費用負担として理解できます。各団体が公平・平等に利用するため、1団体ごとの月利用枠数を定めるとありますが、団体の活動人数が100名を超えるような団体と、10名の団体を同じ扱いにすることは全く公平、平等ではないと考えます。一人あたりの使えるスペースが全く違うので、無理して詰め込むと怪我のリスクが高まり、また技量習得にも大きな影響があります。再考すべきだと思います。	3	団体活動人数が多い団体は、実際は学年やチーム別の活動を行っているところがあります。そうした場合は、団体登録をチーム別にしていたくことを想定しています。ただし、チームごとに予約した枠は、そのチームの名簿に載っている人の利用に限ります。	スポーツ振興課

2 区民意見で寄せられた意見と検討結果

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	所管
0032	01	個人	FAX	料金設定含め、概ね賛同する。登録者記載メンバー以外利用しないという原則は理解できる。但し、期中の新規入部者やごく少数のゲスト(特別指導者、過去の会員、会員の知合い)利用等はご理解願いたい。送付資料に、「開放日・時間は学校により異なる」と注意書きがあるが、見直し方針を踏まえた上で、出来るだけ現状通りの運営をお願いしたい。	2	学校利用要件に「原則として名簿に登録されたもの以外利用しない」とする予定ですが、この場合の例外として、別途使用要領で以下のとおり定める予定です。 <ul style="list-style-type: none"> ・入会希望者が体験利用するとき。 ・外部指導者または講師が参加するとき ・児童生徒の保護者が見守るとき ・その他団体関係者が見守るとき そのため、登録者名簿の提出は、部員の1/3以上が入れ替わる等の場合は随時とし、その他は団体登録更新時に行うこととします。 また、校庭の放課後時間帯については、現行の運用に近づけるよう、ランランひろばの運用時間と調整を図ってまいります。	スポーツ振興課
0033	01	団体	専用フォーム	スポーツ団体使用しております。電気代の高騰もありますので、冷暖房を使わせていただいております。備品などの更新もあるので、ある程度の使用料は問題ないと考えますが、大人団体3H 1800円は高いのではないかと思います。どのような計算でこの数字になっているのか知りたいです。品川区や大田区は3H 550円や600円程度と聞いており、そのくらいなら良いかと思います。	5	0001-01と同じ。	資産経営課
0034	01	個人	専用フォーム	(前文省略)チーム構成員は、固定メンバーのほか、毎回チーム員の紹介者や飛び入り参加者等、流動的に参加者を加えながら人数を維持して活動している状況です。以上を踏まえ、以下の通り意見具申させていただきます。①運用上、web予約等の効率化は賛成です。但し、可能な限り費用は無償等、極力抑えて頂きたいと考えます。(固定メンバーのほか、一部流動的なメンバーを加えながら活動しているため、結果的に代表者等一部のメンバーの負担が重くなる可能性があるため)②また、日常生活(各々学校生活や仕事)を主軸としながら、多種多様なメンバー構成にて、スポーツを通じたコミュニティ活動としてチームを維持しており、参加者全員が登録メンバーによる固定利用は困難であるため、登録制は一定数(3~4割等)に留める等、改良願いたい。③団体登録の要件は、表面上の登録時要件のみならず実際の利用内容等、定性面(活動年数、メンバー構成、コミュニティ等実態の確認、必要あれば面談)等も加味して頂きたいと考えます。前述の通り、当団体の実質的な現場の運用や団体の維持は単純ではないため、今回の制度変更内容(メンバー登録制等)如何によっては当団体の存続が危ぶまれ兼ねません。当団体の老若男女メンバーが、知人や知人の知人を通じて健康促進や新たなコミュニティの形成を図る場を今後も存続致したく、改案を強く希望致します。現場の活動は机上上単純明快ではないため、今回(案)の厳格なルール制定等により、これまでの地域や人づての紹介により形成された当団体のコミュニティが崩壊しかねない為、ルールの見直しを強く希望致します。	5	現在、学校施設を利用する際は、目黒区社会教育関係団体、または目黒区地域活動団体への登録が必須であり、両団体とも区民(区内在住・在学・在勤)が半数以上で構成されている必要があります。概ね現状と変更はなく、今後新たに登録団体に付加される条件は、「代表者が区民(区内在住・在学・在勤)であること」です。ご記載の他団体や飛び入り参加者で、流動的にメンバーを補完する状態ですと、元々登録されたメンバーでは活動できておらず、状況によっては半数以上が区民であるという利用資格に欠格する恐れがあります。学校開放事業は、利用実績にかかわらず、区民にとっての生涯学習や地域住民のためのコミュニティ形成の場としての活動ではない利用は、認めることはできません。	スポーツ振興課

2 区民意見で寄せられた意見と検討結果

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	所管
0035	01	個人	専用フォーム	ママさんバレーボールで小学校の体育館を使用させて頂いております。 目黒区の住民が楽しく健康寿命を伸ばすために今まで通り、お金はかからない形で利用させて頂きたいです。 宜しくお願い致します	5	学校施設を、特定の団体内での活動に対して、貸切での使用を承認する団体開放は、持続可能な施設利用の実現や施設を利用しない方の公平性の観点から、受益者となる施設利用者に一定の使用料を負担いただくことが望ましいと考えます。	資産経営課 スポーツ振興課
0036	01	個人	専用フォーム	施設利用料については賛成です。抽選については全てネット上で完結できないでしょうか。ネット上で期間内に申し込みをした上で抽選して頂く方が、抽選に行けなくなり利用できないということがなくなります。施設予約システムを利用したことがなくわからないのですが、施設に伺ってシステムを利用しなくてはいけないのであれば、これもネット上で管理して頂けたら利用しやすいと思います。また、基本的には利用する体育館は決まっていますが、抽選に漏れてしまった時、他の体育館も利用できたらと思うことがあるので、目黒区内の小学校の体育館の利用方法が知りたいです。出来れば目黒区内の小学校、中学校を一括で申し込みができればとても楽なのですが、もしくは目黒区内の小学校で空いているところを何かで見られたらいいなと思います。いろいろ難しいとは思いますが、現状体育館を取るのが難しいのでなにか解決できればと思います。	2	目黒区の学校開放は、地域優先の考え方から、これまで学区内の団体に限るなどの運用を行っている学校がありました。今後は、放課後の子どもの居場所事業である、ランランひろばの拡充や、学校更新に伴い一時的に校庭が使えなくなることなどで、団体の利用機会が縮小されることは避けられません。そのため、各団体ごと一律の利用枠時間制限を設けたうえで、小中学校の中からホーム校を選択し、活動地域をその地区内の学校に限定する「地区割制」を導入します。その場合、活動地区内の他校については空き枠のネット申込ができるよう、システムを構築する予定です。ただし、小学校のホーム校利用については、学校開放運営委員会が行う対面での利用調整に参加いただく必要があります。中学校がホームの場合はシステムによるオープン抽選です。将来的には学校施設の更新により、学校開放施設の区民施設との共有化が進んだ学校から、インターネット上での申請環境が整う予定です。	スポーツ振興課
0037	01	個人	専用フォーム	小学低学年等の低年齢層が参加しやすい様に、午前中の開放も再開して頂けると幸いです。(十一中格技室利用団体)	5	第十一中学校は、現在学校都合によりそのような運用を行っていません。また、令和7年度から学校更新工事に着工するため、以降の運用は未定です。	スポーツ振興課
0037	02			抽選会はオンライン制で行って頂けると幸いです。(常に仕事の調整が必要の為)	2	0036-01と同じ	スポーツ振興課
0037	03			床でも行える競技がほとんどで、畳と床で同時に2団体が使用可能ですと幸いです。(以前は可能だったのですが・・・)	5	0037-01と同じ	スポーツ振興課

2 区民意見で寄せられた意見と検討結果

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	所管
0038	01	個人	専用フォーム	学校施設は誰のものでしょうか。地域のためのものでもあります。一番は子供たちのための施設です。この考えを基に施策は考えるべきです。有料化について 子供の団体による利用は半額減免ではなく、無料とすべきです。半額でも使用料がかかるとその分、月会費に反映させざるを得ません。コーチはボランティアで行っていますが、用具代、保険代、大会参加費、試合の際の駐車場代など、どうしても経費は掛かり、これにグラウンド代が上乗せされると、月会費の値上げをせざるを得ません。そうした場合、経済的理由により、スポーツができない子供が生じる可能性があります。子供のための施設を子供が利用する、という当たり前のことが経済的負担のためにできない、というのは行政の方針としていかなるものでしょうか。目黒区もスポーツ実施率の向上を図っているかと思えます。成年後のスポーツ実施率に、幼少期のスポーツ経験が大きく作用することはご存じかと思えます。スポーツの推進と相反する施策はやめるべきです。	1	学校施設は、すべての子ども達が平等に使用する権利を持つものです。小学生が放課後の居場所として利用するランランひろばや、事前申込不要かつ自由来館型の事業である校庭開放(学校ひろば)は、子どもたちや地域の安全な遊び場の確保を目的として全児童を対象に、無料で実施しています。これらに対して、同じ学校施設を、特定の団体に対して、貸切での使用を承認する団体開放については、持続可能な施設利用の実現や施設を利用しない方との公平性の観点から、受益者となる施設の利用者に一定の使用料を負担いただくことが望ましいと考えております。また、一方で、地域の子ども団体の活動においては、子ども達の日常の運動習慣を一定程度、維持・継続していくことや、子育て世代への支援も必要であると考えます。そのため、見直し方針のうち、身近な施設であるホーム校での子ども団体利用の場合に限り、使用料の免除を行うこととします。	スポーツ振興課 資産経営課
0038	02			団体私物用具の保管について スポーツの実施には大なり小なり用具が必要です。用具は主たるグラウンドに保管することが最も効率的なことは論を待たないでしょう。必要な倉庫を学校で用意することまでは求めませんが、倉庫を設置する用地は無償で引き続き提供すべきです。用具の保管が学校でできない場合、その用具はどこに保管しますか。外部のレンタル倉庫ですか。それだけで前述のように月会費の値上げ、スポーツができない子供が生じる可能性があります。個々人が持ち帰りますか。子供たちが重たい用具を自転車で運び、事故に遭う可能性も高まります。倉庫用地の提供は続けるべきです。	4	0023-02と同じ	スポーツ振興課
0038	03			利用時間の枠について 平日のスポーツ実施は指導者の確保の問題もあり、一般的に難しいものと推察されます。そうした場合、グラウンドの利用は土日祝日に偏ります。練習を行う場合、半日、約3時間はまとまった時間がないと効果的な練習が難しいです。土日で3時間ずつ行った場合、4週間で24時間。祝日や5週ある月を考えると30時間程度は必要かと思えます。校庭は現状2時間枠を2枠続けて4時間分1団体が利用することが多いと思います。それを3時間枠にし、2枠続けての利用を禁止すれば、9～12時、12時～15時、15時～18時のような形で、3団体利用することが可能にもなるかと思えます。諸々意見を書きましたが、利用団体の声をよく聞く、特に、子供たちの団体の利用を優先する、ということが大原則として検討をし直していただきたいと思えます。	5	現在の時間枠は、学校ごとに違いがありますが、施設利用システムを構築する上で一律の時間枠設定を行う必要があります。そのため、単位数の細かい2時間枠を採用することとなりました。土日祝日の早朝に地域子どもスポーツ団体の優先利用枠があることから、早朝に引き続き利用も想定しています。また、利用時間の上限は、団体の平均値を基に近隣区の時間数も参考に算定しており、妥当な数値と考えます。その上で、経過措置として、当面の間、空き施設予約に限り、利用上限を設けないこととします。	スポーツ振興課

2 区民意見で寄せられた意見と検討結果

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	所管
0039	01	個人	専用フォーム	何十年も地域の子供達の為に活動している団体には、今まで通り活動させてあげて頂きたい。	2	地域の子ども団体が身近な学校施設でのスポーツ活動を行うことは今後も可能ですが、今後の区立学校施設は、放課後の子どもの居場所事業である、ランランひろばの拡充や、学校更新に伴い一時的に校庭が使えなくなることで、団体の利用機会が縮小されることは避けられません。そのため、各団体ごと一律の利用枠時間制限を設けたうえで、地区内の学校の空き枠利用ができる運用とするところです。また、これまで目的外利用としていた休日早朝と放課後の校庭利用は、長年に亘り、地域で子どものスポーツ振興に寄与していただいている子ども団体に対して優先措置をとることとしています。ご不便をおかけしますが、新しい運用のもとで今後とも活動いただけますようお願いいたします。	スポーツ振興課
0040	01	個人	書面	この度、ご使用見直し(案)につきまして、ご検討いただいた内容も拝見させてもらいまして、意見を記載させていただきます。非常に各項目ともに、利用者の意見を反映いただいております。特に、学校施設予約システムの導入による利便性増加などは、非常に有り難く思う内容でございました。一方で、子ども団体にも使用料金が発生されるという件におきましては、懸念がございます。その意向としましては、今後の子どもたちの活動や練習など、現活動より減少してしまう状況や可能性が予想されるという気掛かりがございます。何卒、その様な状況や事態にならない様な方針(案)を期待しております。	2	学校施設の需要は、今後放課後の子どもの居場所事業である、ランランひろばの拡充や、学校更新に伴い一時的に校庭が使えなくなることで、団体の利用機会が縮小されることから、これまでのような無制限のご利用をいただくことは困難な状況です。子どもたちの運動の機会が公平・平等であるべきであり、団体間の公平性を保つためにも、各団体ごと一律の利用時間制限を設けることとしました。また、行政財産である学校施設の団体開放の有料化については、持続可能な施設利用の実現や施設を利用しない方との公平性の観点から、受益者となる施設の利用者に一定の使用料を負担いただくことが望ましいと考えております。一方で、これまでの子ども団体の活動で維持されてきた子どもたちの運動習慣の維持・継続も必要なことから、ホーム校での子ども団体利用に限り、使用料を免除とする方針です。学校施設を今後もより多くの区民の皆さんが公平に利用できるような運用に努めてまいります。	スポーツ振興課
0041	01	個人	書面	小学校体育館は20年以上利用させて頂いております。参加メンバーも小学校近くの事が多く、地域密着という形で活動出来ていたと思います。他の地域からの参入となりますと、地域におけるスポーツ振興及び、コミュニティ形成を図るといった基本的な考えから少し外れてしまうのではと考えます。地元で則した活動は、例えば非常時はサポートしあえる地域で見守りあえるという体制作りにも非常に役立つと考えます。身近な地域での顔の見える、施設使用が、マナーを守り、又、より良い施設使用の改善を図れる手段と考えます。他の地域の方にも、同じように自身の地元で施設をただ使用できるからという考えだけではなく助け合い地元をより良くしていくという考えで活動するのが望ましいと思います。	3	近年、インターネットの普及やSNSにより学区域を超えた地域の方たちともつながりを持てる環境は整いつつありますが、地元地域で顔の見える関係性に比べれば、ご懸念はもっともなことだと推察いたします。しかしながら、少子化により、子ども達が団体スポーツを行う環境も、地元だけでは賄いきれない実情もあり、学校の建て替え更新で順次活動制限を受ける状況は、今後ごなたにでも起こりうる事態です。そこで一定程度の地域性を持たせつつ、学区域よりも広い地区内の運用に広げることで、子どもたちの活動環境を維持することを考えました。学校施設という貴重な財産を、区民同士で分かち合って活用していただき、コミュニティの輪が広がっていくことがこれからの学校開放の一つの形だと考えます。	スポーツ振興課

2 区民意見で寄せられた意見と検討結果

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	所管
0042	01	個人	専用フォーム	使用料を徴収する事に異論はないが、とにかく高すぎると思います。生涯スポーツを推進しているのに高額な使用料が発生すると足が遠のきます。1時間500円(600円)ではなく、1回の使用料をその金額にしていきたいです。他区の方が入ってる団体と在住のみの団体とで使用料に差をつけてください。	5	学校施設を使用する団体は、代表者を含む過半数以上が区内在住、在学、在勤であることを条件としておりますが、半数未満の区外利用者の中には、転出者や学校関係者等が含まれる可能性があることから、使用料に差を設けることはいたしません。使用料は、類似する公の施設である貸室やスポーツ施設の単価を基礎としつつ、近隣施設の状況も踏まえ、お示したものです。今後も施設の適切な運営が図れるよう、その使用料についても引き続き見直しを進めてまいります。	スポーツ振興課 資産経営課
0043	01	個人	専用フォーム	卓球で学校の体育館を使わせてもらっています。お世話になります。卓球は高齢の方のプレーヤーが多いのが特徴だと思います。そのため近くの体育館に集まることが多いので各学校既存の団体を優先に考えていただいてほしいことと、金額についてですが目黒区の体育館の利用と同一の65歳以上150円、他(子ども以外)300円と統一していただけないでしょうか？また、登録者についてですが、登録をいつでもまた簡易に行えるようにするとよいと思います。よろしく願いいたします。	5	学校開放では、様々な種目を学校ごとに指定し、開放を行っています。個人開放の場合は、これまでどおり無料で、自由参加であるのに対して、団体開放は特定の団体の貸切利用ですので、時間に応じた利用料を負担いただきます。団体利用の登録名簿の変更は、団体開放のきまりを守っていただく上で、安易に行うことは認められません。また、使用料は、類似する公の施設である貸室やスポーツ施設の単価を基礎としつつ、近隣施設の状況も踏まえ、お示したものです。高齢者団体への減免については、団体利用自体が施設利用者全体にとって排他性のある利用であることから、大人団体料金と一律であるべきと考えます。今後も施設の適切な運営が図れるよう、その使用料についても引き続き見直しを進めてまいります。	スポーツ振興課 資産経営課
0044	01	個人	専用フォーム	学校施設の使用見直し方針(案)について資料ではわかりづらいので説明会を開催してほしい。	7	今後区民の皆様への説明会を行うとともに、学校開放運営委員会が開催する懇談会などの機会を捉えて、随時説明してまいりたいと思います。	スポーツ振興課 生涯学習課
0044	02			公平に学校施設を利用するため1 団体ごとの月利用上限枠数を定めるとあるが地域次第ではチームの選手数が違うので活動の回数が違うので利用上限の定数を決めるのは反対。	1	チームの選手数が多い場合で、分割して活動を行っている団体は、チームを分けて登録していただくことが可能です。	スポーツ振興課
0044	03			体育館の料金設定は冷暖房設備されており分かるが校庭に関しては他の区でも聞いたことがない。ナイター照明は聞いたことがある。	5	学校施設については、持続可能な施設使用を実現するために、施設を利用する受益者が一定の使用料負担を担うことが公平性の観点からも望ましく、その金額については、類似する公の施設である貸室やスポーツ施設の単価を基礎としつつ、近隣施設の状況も踏まえ、お示したものです。今後も施設の適切な運営が図れるよう、その使用料についても引き続き見直しを進めてまいります。	資産経営課
0044	04			有料化は料金の管理徴収は誰が管理するのか不明 で、学校警備の方の場合は大変だと思う。	2	有料化の料金については、学校現場で現金の取り扱いを行わず、学校警備員は収納確認を行うのみです。	スポーツ振興課 生涯学習課

2 区民意見で寄せられた意見と検討結果

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	所管
0045	01	団体	専用フォーム	利用料値上げ後の、使い途を教えてください	7	学校施設については、持続可能な施設使用を実現するために、施設を利用する受益者が一定の使用料負担を担うことが公平性の観点からも望ましく、その金額については、類似する公の施設である貸室やスポーツ施設の単価を基礎としつつ、近隣施設の状況も踏まえ、お示したものです。使用料については、施設の適切な維持管理のために活用してまいります。	スポーツ振興課 資産経営課
0046	01	個人	専用フォーム	学校施設においては〇〇や××といった特定のチームが別称で多数申し込みを行い詐称行為が目立つ。まずはそこをなんとかして欲しい。また、△小など所属チームが特定小学校に強く関係しているのであればそこは優先的に使用する許可を与えるべき。有料や制限を考える前に詐称利用が明確なチームへのペナルティを課すことで様々な問題はクリア出来る。	3	学校施設の利用団体登録につきましては、今後、学校施設利用団体要件確認書(誓約書)及び団体登録者名簿を各団体からご提出いただき、名簿の重複がないことや非営利などの審査を、より厳しく行っていくとともに、違反行為には登録取り消しなどのペナルティを検討します。さらにスポーツ団体はスポーツ振興課で、文化団体は生涯学習課で、それぞれ登録管理を行ってまいります。また、詐称などに対する調査は、インターネット上の確認や、予告なしでの随時の活動現場確認を含め、方法を検討してまいります。	スポーツ振興課 資産経営課
0046	02			また近くにある公立公園を週末占領して利用している〇×チームをいい加減に何とかして欲しい。以前電話では区役所も認めていないと言っていたが黙認状態。一般区民に開放されていないのであれば週末鍵をかけて使用不可にしてくれ。	7	区で管理する公園等におきまして、団体利用する場合は条例等を踏まえ公園使用の申請許可の手続きを必要としております。なお、公園使用を許可する際は、他の利用者に迷惑をかけないよう条件を付しており、独占的な利用を認めておりません。つきましては、公園の開放時間中に鍵を閉めることは困難であります。また、条件に反する行為を確認した際は、申請者に是正指導しております。	道路公園課
0047	01	団体	専用フォーム	運営の効率化に鑑み、目的外使用を廃止し、学校開放利用に一元化する方針は異存ありません。月の上限枠がグラウンド・体育館合わせ24時間とありますが、サッカーという多人数での団体競技かつ学年別に活動しているという特性に鑑み、現状月70時間程度の団体開放、目的外利用を承認いただいて活動していますので、ぜひ地域子どもスポーツ団体の利用優先取り扱いも含め、現状同等の利用承認をお願いします。	5	子ども団体の中には、学年別に活動している団体もあり、そうした場合は、団体登録をチーム別にしていただくことを想定しています。ただし、チームごとに予約した枠は、そのチームの名簿に載っている子どもの利用に限ります。また、その場合の利用上限時間は、方針のとおりです。当面の間、空き枠予約に限り上限時間は設けないこととしますが、現状同等の承認を保証するものではありません。	スポーツ振興課
0047	02			弊クラブは複数の区立および私立学校の生徒が参加しており、学校を越えた生徒、保護者の地域交流の機会を提供しており、近隣他区の交流にも貢献しています。学校施設の安全な利用、維持・改善に不可欠であれば徴収はやむなしと考えますが、地域子どもスポーツ団体においては可能な限りの減免をお願いします。	1	学校利用団体要件では、区内在住・在学・在勤者が半数以上としており、区外の生徒が条件範囲を越えなければ活動に参加できます。団体開放の有料化については、持続可能な施設利用の実現や施設を利用しない方との公平性の観点から、受益者となる施設の利用者に一定の使用料を負担いただくことが望ましいと考えております。また、一方で、地域の子ども団体の活動においては、子ども達の日常の運動習慣を一定程度、維持・継続していくことや、子育て世代への支援も必要であると考えます。そのため、見直し方針のうち、身近な施設であるホーム校での子ども団体利用の場合に限り、使用料の免除を行うこととします	スポーツ振興課 資産経営課

2 区民意見で寄せられた意見と検討結果

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	所管
0047	03			サッカーにはゴールやピッチを設定するラインマーカーおよび石灰、トレーニングにはコーンなどの用具が不可欠で、それぞれ倉庫に保管させていただいています。学校からは授業に支障が出ないようにとのことで、ラインマーカー、石灰、コーンは自前で用意するよう指導いただいています。ボランティア団体ですので、自前の倉庫・事務所、運搬車はないため、上述の用具は引き続き活動施設に継続保管させていただくことを希望します。	4	0023-02と同じ	スポーツ振興課
0048	01	団体	専用フォーム	園児・児童にサッカーを指導している者です。本チームはボランティアで運営するチームですが、会員の中には月謝を支払うことが難しい子もおり、グラウンド及び体育館を利用することで料金が発生すると月謝を上げざるを得なくなります。そうすると退会せざるを得ない方も出てきます。子供達の健全育成のためには「運動すること」は不可欠です。他の市区町村で、「学校施設の利用料金を支払う」このような話は聞いたことがありません。是非、子供たちのスポーツの場が奪われないように今まで通り、「無償で学校施設を利用できるように」お願いをいたします。	1	学校施設を、特定の団体内での活動に対して、貸切での使用を承認する団体開放については、持続可能な施設利用の実現や施設を利用しない方との公平性の観点から、受益者となる施設の利用者に一定の使用料を負担いただくことが望ましいと考えております。また、一方で、地域の子ども団体の活動においては、子ども達の日常の運動習慣を一定程度、維持・継続していくことや、子育て世代への支援も必要であると考えます。そのため、見直し方針のうち、身近な施設であるホーム校での子ども団体利用の場合に限り、使用料の免除を行うこととします	スポーツ振興課 資産経営課
0049	01	団体	FAX	見直し方針案の使用料について、前回アンケートにより、エアコン使用の月があるので電気水道等の実費は仕方がないとチームの皆と話し合っておりました。案の提示された額が予想(他区は1回¥550～¥600)より、3倍の額だったので高額すぎると受け入れられず、質問とチームの意見を致します。①どういう算出がなされた額なのか…具体的なデータ等説明、知りたい②エアコンを使用しない月もあるので電気料金も変わってくるのではないのか。③今まで無料だったので、集めすぎは発生しないのか④使用料は行政ではどこの項目に計上されるのか、支払う側に決算報告はあるのか。意見:部費を集めて活動しており、使用料支払いの為部費の3倍値上げは大変負担です。最悪は活動を減らすしかとの声もあり、活動に不安が過ぎりました。区立体育館と違い自分達で準備、片づけを行っているので電気水道料実費のみの低料金に再検討を望みます。	5	0001-01と同じ	資産経営課
0050	01	個人	専用フォーム	費用負担に関しては理解出来ましたが、利用時間の制限は必要あるのでしょうか？団体が月に10枠だと現在利用しているよりも利用できる時間が少なくなります。校庭に関しては利用出来る競技が少年サッカーと少年野球に限られており、何チームも使っている訳ではないので、10枠の制限は不要かと思えます。スポーツ振興課と言うお名前なのに子どもたちのスポーツ振興を妨げていませんか？	3	今後の学校施設は、放課後の子どもの居場所事業である、ランランひろばの拡充や、学校更新に伴い一時的に校庭が使えなくなることなどで、団体の利用機会が縮小されることは避けられません。そのため、各団体ごと一律の利用枠時間制限を設けたうえで、地区内の学校の空き枠利用ができる弾力的な運用とするところです。制限により空いた枠は、同じ地区を活動拠点とする他の団体が、システムで空き枠予約を行うことが可能になります。ただし当面の間の運用として、空き枠予約に限り上限時間は設けないこととします。学校施設は、地域の皆さんやすべての子ども達が平等に利用できる最も身近な公共施設です。今後も、より多くの区民の皆さんが公平に利用できるような運用に努めてまいります。	スポーツ振興課

2 区民意見で寄せられた意見と検討結果

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	所管
0050	02			母体が同じ団体が「〇〇A(高学年)」「〇〇B(低学年)」と二つにチームを分けて各10枠ずつ取る事は可能でしょうか？	2	子ども団体の中には、学年別に活動している団体もあり、そうした場合は、団体登録をチーム別にしていただくことを想定しています。ただし、チームごとに予約した枠は、そのチームの名簿に載っている子どもの利用に限ります。	スポーツ振興課
0050	03			収益を上げるには枠の上限を決めずに貸し出したほうが空き時間が少なくなり、良いのではないのでしょうか？	5	今回の学校施設の使用見直しの目的は、今後順次行われる学校更新により、活動機会が失われる団体が生じないための措置でもあります。また、利用上限は、スポーツ庁が平成30年3月に取りまとめた「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の指針に従って算定しており、子ども達の健康維持のための休養日を考慮した時間数を参考としています。	スポーツ振興課
0050	04			平成31年4月から校庭の早朝利用が出来なくなりました。当時の説明では「保安上の理由から、警備さんの勤務が始まる8:30以前の利用は無しにする」とのお話でした。今回の『学校施設の見直し方針(案)』を拝読すると校庭に7:00～8:00、8:00～9:00の枠がありますが、この時間の利用を可としている学校には早朝から警備さんが出勤されているのでしょうか？だとしたら、同じ公立小学校なのに何故、学校毎に警備さんの勤務時間が違うのでしょうか？もし、警備さんがいない時間の利用が可能になっている学校があるのならそれは何故ですか？「保安上の理由」はどこにいったのですか？	6	早朝時間帯など、本来の団体開放時間外の使用は、学校長の判断で利用を決定する「目的外利用」になります。目的外利用はそれぞれ施設の構造上の制限や、職員体制の事情等複合的な要素を判断して利用を承認するものですので、当時の詳細な事情は不明ですが、必ずしも全校一律の運用ではないことをご了承ください。なお、令和7年4月以降の運用で休日早朝時間の利用を認めているのは、夜間開放の門から入場可能な学校についてのみであり、活動時間内に警備員が承認書を確認することで利用可能と判断しました。	スポーツ振興課
0050	05			めぐろ学校サポートセンターの校庭、体育館は無料のままですか？なぜそちらは有料にはならないのですか？	7	めぐろ学校サポートセンターについては、区立学校の体育館・校庭ではないため利用調整の方法が異なること、下目黒小学校を始めとした区立小学校の仮校舎としての活用を見込んでいくため改修等工事が予定されていることを踏まえ、今回の見直しの直接的な対象とはしていません。 ただし、めぐろ学校サポートセンター体育館及び運動場の開放では、利用範囲を「目黒区社会教育関係団体」又は「目黒区地域活動団体」のいずれかに登録している団体」としており、令和7年度の団体登録制度の見直しに係る対応が必要となるため、利用者への適時適切な周知を図りながら検討を進めていきます。	学校サポートセンター スポーツ振興課
0051	01	個人	FAX	施設使用料(体育館)を3H 1,500円 2H 1,000円 になるとよい。	4	学校施設については、持続可能な施設使用を実現するために、施設を利用する受益者が一定の使用料負担を担うことが公平性の観点からも望ましく、その金額については、類似する公の施設である貸室やスポーツ施設の単価を基礎としつつ、近隣施設の状況も踏まえ、お示ししたものです。今後も施設の適切な運営が図れるよう、その使用料についても引き続き見直しを進めてまいります。	スポーツ振興課 資産経営課

2 区民意見で寄せられた意見と検討結果

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	所管
0051	02			利用をキャンセルした場合利用料は返金になるのか(天候による場合、団体の都合による場合等)	2	支払方法は、当日オンラインクレジットまたは利用券の提出により行うため、当日の天候不良は還付が発生しません。また、支払い後の団体都合のキャンセルは、返金を行いませんが、天候等特別な事情による場合は、還付します。	スポーツ振興課
0051	03			活動拠点校について団体の二重登録がないかチェックして欲しい(団体を2つに分けて登録し実際の利用者は同じということもある)	2	スポーツ団体の学校利用団体は、スポーツ振興課で一括管理し、二重登録などの不正には厳正に対処してまいります。	スポーツ振興課
0051	04			キャッシュレス決済だけでなく住区での窓口決済も選べると良い	4	利用料の支払は、学校現場で現金を取り扱うことが難しいことから、今後の検討課題とさせていただきます。	スポーツ振興課
0052	01	個人	FAX	申し込み時期について 体育館は4ヶ月前から抽選申し込み可能。抽選結果は3ヶ月前に判明する。利用月の前月に利用日が判明すると、予定が立てにくく、参加者を確定しにくい。せめて、2ヶ月前とする、または、半期分ずつ、利用日を決めるなどもう少し早くしてほしい。	4	学校施設利用は、学校教育に支障のない範囲で利用することができることになっており、地域行事や学校予定を含めた予定が確定するのが前月初旬となることから変更は困難ですが、今後の課題とさせていただきます。	スポーツ振興課
0052	02			有料化について 利用料は何に使用されるのか? 設備や備品の補じゅうなどに使うことはできるのか。キャンセルの場合返金されるのか。またペナルティはあるのか。	4	0045-001と同じ 自己都合のキャンセルの場合は、ペナルティを課す場合がありますが、内容は検討中です。	スポーツ振興課
0052	03			ホーム校を決めることについて活動地域を限定し参加団体を特定しやすく、他地域の学校の活動をおびやかさないのが良い。ホーム校を決めることにより学校との連携もとりやすくなる。また、学校備品と共用することも可能になるのではないかと。団体私物用具についても、特定校に置ききちんと管理できるようになるので、私物を置くことを可能にすべきと考える。	4	私物用具を置くことに関しては、今後の学校更新の際には撤去していただくことを踏まえて、必要最小限に整理・縮減いただく必要があると考えます。	スポーツ振興課
0052	04			登録者名簿外参加者について たとえば「他チームとの練習試合」はできないことになるのか。	7	現在でも利用時間内に他チームとの試合を行うことは原則として認めていませんが、区内の他団体と練習試合を行う場合は、予め学校開放運営委員会(または学校)に申し出ることとし、1チームまで招聘可能とします。(ただし枠数カウント・使用料は申請団体の負担とします) 学校での区外の団体との練習試合は禁止とします。	スポーツ振興課

2 区民意見で寄せられた意見と検討結果

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	所管
0053	01	個人	専用 フォーム	シニア料金などはありませんか？	5	学校施設については、持続可能な施設使用を実現するために、施設を利用する受益者が一定の使用料負担を担うことが公平性の観点からも望ましく、その金額については、類似する公の施設である貸室やスポーツ施設の単価を基礎としつつ、近隣施設の状況も踏まえ、お示したものです。学校開放事業の趣旨を踏まえると、高齢者に減免設定をすることは、制度になじまないと考えています。	スポーツ振興課 資産経営課
0053	02			金額は決定でしょうか？今後見直す予定(安くなる)はありますか？	5	0001-001と同じ	資産経営課
0053	03			施設予約について、現在は利用前月の第3土曜日に会議抽選で利用枠を決定しています。新規参入団体が増えると利用枠が減るのではないかと心配です。激しい取り合いにならないよう配慮をお願いします。	3	令和7年度から、小学校の利用調整及び中学校のシステム抽選は前月第2土曜日に統一します。下旬から空き予約システムで先着順に予約受付を行う予定です。各団体一律の利用上限がありますので、取り合いになることはないものと考えます。	スポーツ振興課
0054	01	個人	専用 フォーム	今回の方針についてはまだ十分な説明が不足しているかと思えます。何の目的でどういう背景があるのか正しく理解ができていない方々が多いと思います。少なくとも何故今まで利用できた事が制約を受けなければいけないのかと感ぜられます。子供達のスポーツができる場、身体を自由に動かせる機会が減っている中で、私たちサッカークラブに属する子供達は小学校グラウンドに来ればサッカーが出来る場を提供してもらっているのは非常に有り難く、これまで通りに利用出来る事を切に願っています。課題が責任の所在、教員の負担なのか、何なのか、その解決策が今回の方針なのか、そのあたりをお聞きするような説明会があれば助かります。何となく月20コマになる、利用料金が発生する、予約システムで申し込みしないと行けない、など誤った理解なのか正しい理解なのかも定かではありません。もし、利用方法が変わるとなればクラブ運営のプロセスや役割分担も変えないとならないのか判断しかねております。	4	学校開放の運営上の課題については、方針案にお示したとおりですが、一番の課題は、共働き家庭の増加により学童保育クラブの待機児童問題の解消のため、学校での放課後の居場所としての「ランランひろば」事業の拡大、学校施設の計画的な更新(建替え)に伴い、開放に利用できるグラウンドや体育館などの施設が不足することなどがあることです。また、学校の先生方の負担を軽減するためには、学校開放や目的外利用申請などの事務のシステム化を必要とし、そのための方策も今回の改正案に盛り込まれています。また、スポーツ団体間の、利用時間の不均衡も公平性の見地から見直しが必要です。なお、今後区民の皆様への説明会を行うとともに、学校開放運営委員会が開催する懇談会などの機会を捉えて随時説明をしてまいりたいと思います。	スポーツ振興課
0055	01	団体	専用 フォーム	学校施設の使用見直し方針(案)について資料説明では理解が難しいので説明会を開催してほしい。	7	0044-001と同じ	スポーツ振興課 生涯学習課

2 区民意見で寄せられた意見と検討結果

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	所管
0055	02			公平に学校施設を利用するため1 団体ごとの月利用上限枠数を定めるとあるが、各地域ごとでチームの選手数(子供の人数)が違うことや活動の回数が違うので利用上限の定数を決めるのは反対である。	2	0044-002と同じ	スポーツ振興課
0055	03			体育館の料金設定は冷暖房設備されており分かるが校庭に関しては他の区でも聞いたことがない ナイター照明は聞いたことがある。	5	0044-003と同じ	資産経営課
0055	04			有料化は料金の管理徴収は誰が管理するのか不明で、学校警備の方の場合は大変だと思う。利用者の自由を制限しているように感じる。	2	0044-004と同じ	スポーツ振興課 生涯学習課
0056	01	個人	専用 フォーム	学校施設の使用見直し方針(案)は、〇〇の活動と地域の小学生のスポーツ振興に多大なる影響を与えるため、意見を提出する。”利用にあたり、学校施設使用料が発生”および”学校開放(団体開放)におけるホーム校の指定と地区割制度”については、見直し案記載の背景および趣旨に鑑み理解することができる。一方、”団体利用上限枠の設定(月10枠20時間まで)”については、〇〇の現在の利用は上限を超える状況であり、その場合活動が大きく制限され、想定される以下の状況から、団体の活動が遂行できない状況が見込まれる。・目黒区以外のグラウンドの確保を図ることになるが、目黒区近隣で利用できるグラウンドに限りがあり、さらに多くの目黒区の少年サッカー団体が同じ行動をとることが想定される。また、民間グラウンドを利用することになることから、多額の利用料金が発生し、地域子どもスポーツ団体では賄えない状況になることが想定される。・利用上限枠を超える多くの地域子どもスポーツ団体が、林試の森を利用することが想定される。コロナ禍の林試の森であったような、大変な混雑した状況、利用団体間でのトラブル発生などが見込まれる。・活動時間が制限されることから、目黒区以外の地域子どもスポーツ団体に行かざるを得ない子供たちが多く発生することが見込まれる。目黒区の地域子どもスポーツ団体の活動が停滞し、いくつかの地域子どもスポーツ団体が消滅することが想定される。	3	使用料やホーム校の指定及び地区割制度をご理解いただき有難うございます。しかしながら、団体利用上限枠の設定は、スポーツ庁が示す、部活におけるジュニア期の活動時間を参考にし算出したもので、既存スポーツ団体の活動内容を保証するものではありません。少なくとも、学校施設で行う運動とは、子ども達の健康的な活動の一助となるべきものであって、すべてではありません。勿論、競技成績の上位を目指すことや、子ども達にスポーツを通じて他者との協調や礼儀を学ぶことも意義のあることですが、現状の上限なしの施設利用により、疲労骨折やアキレス腱断裂などの大けがをすることも危惧されています。各団体に置かれましては、学校施設の効率的な活用と、活動内容の再編、充実をめざして、見直しを図っていただきたくお願いいたします。その際に、活動人数が多く、一団体としての上限として足りないという判断がありましたら、1団体を活動単位(クラス)ごとの複数チーム分けてご登録いただくことは可能です。ただし、登録名簿の重複は認めません。また、利用料に関しては、地域の子ども団体の活動により、子ども達の運動習慣を維持・継続していくことの重要性を認識し、ホーム校での子ども団体利用の場合に限り、使用料を免除する方針といたします。	スポーツ振興課

2 区民意見で寄せられた意見と検討結果

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	所管
0056	02			また、現在の校庭利用状況や近隣小学校の利用状況から想定される所属地区に登録する団体の状況を踏まえると、〇〇および××の活動を行わない時間の校庭の利用はほとんど見込まれない。このよう状況が見込まれることにもかかわらず、見直し案に係る目黒区による説明会が実施されていない。現時点で我々が入手できた限られた情報を基にする限り、団体利用上限枠の設定(月10枠20時間まで)の現状を踏まえた再考を目黒区にお願いしたい。 結論として、事前説明がない現時点の事実と状況を鑑みると、見直し案の内容は受け入れられない状況であり、見直し案に係る目黒区による説明会の実施を提案する。	3	利用時間上限につきましては、ご指摘通り、制度移行当初は空き枠が生じることが想定されるため、当面の間、空き枠予約に限り、上限時間は設けないこととします。ただし、学校開放団体の上限枠は、学校施設利用が子どもたちの健康面に与える影響を考慮して定めておりますことから、あくまで当面の運用となります。また、目黒区は令和5年7月に、「学校施設使用見直しの方向性について」を策定し、8月には学校開放アンケートとして、各学校、学校開放運営委員会及び各団体あて周知と調査を行ってきました。今回の学校施設使用見直し方針案は、アンケート調査に基づく団体の利用実態や、現場に携わる学校職員や運営委員の意見を踏まえて策定したものです。今回の区民意見募集においていただいたご意見も、学校政策策定に関わるもの全員が拝読し決定してまいります。また、今後区民の皆様への説明会を行うとともに、各学校開放運営委員会が開催する懇談会などの機会を捉えて随時行ってまいります。少子化が進む中、スポーツを行いたいという子どもたちの願望を満すには、各校にある様々なスポーツ団体の皆様の力が必要であることは重々承知しております。何卒、制度へのご理解とご協力をお願いいたします。	スポーツ振興課
0057	01	個人	専用フォーム	ホームグラウンドの設定について/目黒区サッカー協会少年部に所属しており、近隣の所属チームとの協力体制は大変良好。今後も学校建て替えの際は近隣チームとの協力体制を敷いたり、選手の取り合いや引き抜きによるトラブルを防止するためにも、ホームグラウンドの小中学校を優先利用団体として優先する取り組みは必須	2	学校更新で順次活動制限を受ける状況は、今後どなたにでも起こりうる事態です。学校施設という貴重な財産を、区民同士で分かち合って活用していただき、コミュニティの輪が広がっていくことがこれからの学校開放の一つの形だと考えます。ホーム校の指定は、各団体に平等に与えられる権利ですので、原則として指定した団体は平等ですが、平日放課後の校庭における地域の子どもの団体につきましては、子どもたちの運動習慣を維持するために、既存団体を優先しています。	スポーツ振興課
0057	02			校庭開放について/1日3組程度(5-6人)しか利用しない。現在の小中学生の保護者は、子供が自由に遊ぶ環境よりも、指導者がいる中でスポーツや習い事を求める傾向にある。そういった観点からも土日の校庭開放は需要が縮小していると思われる。校庭開放の日時の短縮を希望する。必要な団体に分けて欲しい。	5	学校施設は、地域の皆さんやすべての子ども達が平等に利用できる最も身近な公共施設です。より多くの区民の皆さんが、安全で公平に利用できるような運用が求められていることから、学校ひろばなどの一般開放枠を削減することはできません。	スポーツ振興課
0057	03			団体の利用について/5団体で午前の2枠を分け合う現状。少年スポーツは年齢にあった指導と安全の観点から練習を学年ごとに分ける必要があり5団体でわかる枠では全く足りない。小中学生の団体を最優先にして欲しい。大人の団体の利用時間や利用回数、利用団体の制限を求めたい。	2	今回の運用見直しにより、これまで地域優先により新規団体の受け入れを行っていなかった学校においても、受け入れ可能になることから、ホーム校の選択により利用枠に余裕がある地区を選択することが可能です。また、地区内の空き枠の先着予約を活用していただくなど、弾力的な運用をご活用いただけます。	スポーツ振興課

2 区民意見で寄せられた意見と検討結果

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	所管
0057	04			利用費について/近隣の区を見渡しても、小学生の優先団体が利用費を払うことは聞いたことがない。優先団体のホームグラウンドは無料利用にして欲しい。優先団体が使用しない枠に限り、リリースする場合は、抽選で有料で良いと思うし、大人団体は優先団体が有料で良いと思う。世田谷区のけやきネットは、この方法だと思う。	1	0006-01と同じ	スポーツ振興課
0057	05			平日放課後の利用について/目黒区で一律にするのであれば、学校ごとに異なるルールにするのではなく、ある程度ルールを決めて欲しい。他の小学校では放課後に少年サッカーチーム(優先団体)が利用できるが、〇〇小学校は××が月曜から金曜まで使用している。朝の時間帯をつかって7:00-9:00の活動を行なっているところもありますのでそのあたりも統一していただきたい。	3	平日放課後、及び土日祝日の早朝の校庭利用は、これまで学校が利用を承認する目的外利用として行われてきたものであるため、全校一律の運用とすることはできません。そのため、その時間帯に限っては、これまで利用している子どもスポーツ団体の活動を維持するため、利用を優先する運用となります。ただし平日早朝の学校施設使用は、学校教育時間前の活動となり、学校職員の負担を考慮し認めない方針です。	スポーツ振興課
0057	06			団体利用上限枠について/ 土日祝日活動し今後平日練習や朝練なども考慮したりする場合などは24時間制限は非常に短いと考えられますので土日祝日と平日は分けて上限枠を設けていただけることを望みます。	5	スポーツ庁が平成30年3月に取りまとめた「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」によると、ジュニア期における1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とするなど、十分な休養が必要とされています。本区の利用時間の上限は、これらのエビデンスも踏まえて設定しており適正と考えます。	スポーツ振興課
0057	07			空き施設予約の導入/ホームグラウンド以外の地区内の他校の空き枠を申し込めるようになるのとことですが他チームとの関わりにおいてお互いがギクシャクしないような形になるようお願い致します。	2	学校更新で順次活動制限を受ける状況は、今後どなたにでも起こりうる事態です。学校施設という貴重な財産を、区民同士で分かち合って活用していただき、コミュニティの輪が広がっていくことがこれからの学校開放の一つの形だと考えます。団体の皆様にはご理解とご協力をお願いいたします。	スポーツ振興課
0058	01	個人	専用フォーム	小学校の生徒(9割以上)で活動させていただいておりますので、今まで通り活動させていただきたく記入させていただきました。	3	学校施設を特定の団体内での活動に対して、貸切での使用を承認する団体開放については、持続可能な施設利用の実現や施設を利用しない方との公平性の観点から、受益者となる施設の利用者に一定の使用料を負担いただくことが望ましいと考えております。それは、当該校の生徒割合が9割の団体だとしても、排他性がある利用である限り同じです。しかし、子ども達の日常の運動習慣を維持し、継続することも必要であることから、ホーム校での子ども団体の利用の場合に限り、使用料を免除することといたします。学校施設の公平な利用のため、利用上限時間の設定などにもご理解とご協力をお願いいたします。	スポーツ振興課

2 区民意見で寄せられた意見と検討結果

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	所管
0059	01	団体	専用 フォーム	<p>学校施設の使用見直し方針案についての意見</p> <p>1・この案は、公の施設使用料の見直し方針に掲げる「受益者負担」の考えを導入し、地域における学校施設が収益を得る資産として置き換えられようとしている。区は、学校施設本来の役割を果たせるようにすべきであり、今まで無料で利用できたところは引き続き無料にすること。</p> <p>そもそも学校施設は、子どもの成長発達を保証し、授業以外の場で人格を高めるなど役割を担っている。教育的役割を超えて、地域の集会やスポーツ、文化活動の場としての利用されている。さらには災害時の避難所としての機能など、地域社会の基盤として機能している。</p> <p>このような重要な役割がある中で、区は「受益者が一定の負担を行うことが公平性の観点、持続可能な施設使用の実現の観点からも望ましい」としている。しかし、これでは資金面で制約のある地域団体や低所得層の方が施設の利用をためらうことになりかねない。</p> <p>これは、地域内での平等な機会の提供という基本的な理念に反するものである。加えて、地域社会の公共施設が区民全体のものではなく、利用する個人のものという感覚に変えてしまうおそれが出てくる。そうではなく、誰もが平等に低廉な使用料で利用できるような仕組みを保証していくことが重要である。</p> <p>次世代を担う子どもたちの活動を保障するとともに、大人にとっても、限られた区有施設で健康促進のためのスポーツや、文化的な活動を行うことは、大きな要求にもなっている。</p> <p>よって、今まで無料で利用できたものは、引き続き無料にすること。</p> <p>2・地域住民や利用者の声を継続して聞くこと。</p> <p>今回は特にスポーツ団体などに対して料金を徴収することになる方針案である。区は事前に関係団体などへのアンケート調査などを行った中で、有料化になる際の設備の充実や、団体用具の保管に関する要望があがったとある。使用料が有料でも、無料であっても、学校施設の役割を果たすためには、利用者や地域住民からの意見を聞くことは重要である。今後も継続して、地域住民や利用者の意見を聞く環境を整えていくこと。</p> <p>以上</p>	3	<p>学校施設については、持続可能な施設使用を実現するために、施設を利用する受益者が一定の使用料負担を担うことが公平性の観点からも望ましく、その金額については、類似する公の施設である貸室やスポーツ施設の単価を基礎としつつ、近隣施設の状況も踏まえ、お示したものです。しかし、地域における子ども団体の活動により、子ども達の日常的な運動習慣が維持されてきたこと、これらを一定程度継続していくことも必要であると考えます。そのため、ホーム校での子ども団体の利用に限り、使用料を免除することといたします。今後も施設の適切な運営が図れるよう、その使用料についても引き続き見直しを進めてまいります。また、区民の皆様への説明は、全体の説明会を行うとともに、各学校開放運営委員会が開催する懇談会などの機会を捉えて随時説明してまいります。</p>	資産経営課
0060	01	個人	専用 フォーム	<p>体育館の使用料が割高に感じます。</p> <p>照明、冷暖房費用がかかるということでしたら、季節、夜間で上乘せしてはいかがでしょうか。</p>	4	<p>学校施設については、持続可能な施設使用を実現するために、施設を利用する受益者が一定の使用料負担を担うことが公平性の観点からも望ましく、その金額については、類似する公の施設である貸室やスポーツ施設の単価を基礎としつつ、近隣施設の状況も踏まえ、お示したものです。利用状況に応じた適切な料金設定のあり方については、引き続き調査研究を進めてまいります。</p>	資産経営課

2 区民意見で寄せられた意見と検討結果

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	所管
0061	01	団体	専用フォーム	「学校施設の使用見直し方針(案)」に関する意見を述べさせて頂きます。まずはその前に、今回の見直し(案)に関する疑問点から挙げさせて頂きます。そもそも今回の見直し(案)の目的は何か？、誰のための見直しなのか？ 現在学校施設を利用している諸団体に、今回の見直し案の目的を丁寧に説明するべきではないでしょうか。各団体にきちんとした説明もなく、プリントだけを配布して、意見を出させて、決定していくというやり方はいささか乱暴な感があります。	3	これまで各団体の皆様には、学校開放運営委員会を通じて「学校施設使用見直しの方向性」(令和5年7月)をお示しし、学校開放アンケートを実施しました。さらに今回の「学校施設使用の見直し方針(案)」(令和5年12月)と合わせて、区民意見募集を行っています。段階的に周知を図りながらお知らせすると同時に、その間に開催した地区連絡会などで、地域の代表者でもある学校開放運営委員会の皆様に向けた説明も行ってまいります。今後も様々な機会を捉えて、区民の皆様にご説明してまいります。	スポーツ振興課
0061	02			学校施設使用料の見直し(案)について、徴収された施設使用料の具体的な用途は何なのか？ この点に関しても具体的な用途の説明がなされていません。上記2点について、弊クラブをはじめ、日頃各学校の校庭、体育館を利用している目黒区サッカー協会・少年の部に加加盟している全クラブに対して説明会を開いて頂きたい。必要とあらば、目黒区サッカー協会・少年の部として説明会開催の要望を出させて頂きたいと思っております。	5	学校施設については、持続可能な施設使用を実現するために、施設を利用する受益者が一定の使用料負担を担うことが公平性の観点からも望ましく、その金額については、類似する公の施設である貸室やスポーツ施設の単価を基礎としつつ、近隣施設の状況も踏まえ、お示したものです。今後も施設の適切な運営が図れるよう、その使用料についても引き続き見直しを進めてまいります。また、公平公正な検討を行う立場から、特定の団体構成員の皆様との対面でのご説明は控えさせていただきますが、区民の皆様への説明は、全体説明会を行う予定です。	資産経営課 学校施設計画課 教育政策課
0061	03			これより以下、今般の「学校施設の使用見直し方針(案)」に関するクラブ代表者としての意見となります。 弊クラブだけではなく、目黒区サッカー協会・少年の部に加加盟している全チームに多大な影響を及ぼすと考えられるのが、団体開放利用の校庭、体育館の利用上限時間の設定です。校庭利用上限が10枠、20時間となると、週あたり5時間しか利用できないこととなります。これでは、子供たちの十分な練習時間、練習試合の時間の確保はほぼ絶望的です。上限時間の設定は利用したい団体の機会均等(公平性)が目的のようですが、弊クラブは創立50周年を一昨年迎えましたが、その長い歴史の間、常に小学校の子供達を、単にサッカー技術の習得だけではなく、サッカーを通じた人間形成、自ら考える力を持つ子どもの育成を目的に活動を続けてきたクラブです。(中略)今般の「学校施設の使用見直し(案)」を見る限り、間違いなく目黒区のすべてのサッカークラブの活動をも同様に縮小させてしまう懸念が大きいものです。そもそもスポーツ振興課は、目黒区のスポーツ活動団体を支援し、目黒区のスポーツ活動を振興していく事が、最も大事な責務なのではないでしょうか？ 今回の見直しで、目黒区のそれぞれ地域に根差したサッカークラブの活動が縮小を余儀なくされると、目黒区の小学生でサッカーをやりたいという子供たちが、他区のサッカークラブへ流失して行く、ひいては目黒区のサッカークラブが軒並み衰退していくことにも繋がりがかねません。このことはスポーツ振興課の責務に逆行するのではないのでしょうか？	3	学校施設の使用は、子どもたちの安全な遊び場としての「学校ひろば」や、地域ごとに様々なスポーツの機会を提供する体育館の「個人開放」などもあり、必ずしも団体が行うスポーツ活動だけが子どもたちや地域の大人たちの運動機会ではありません。今後は、学校部活動の地域移行など、子どもたちを取り巻く放課後活動は変革の時期を迎え、地域のスポーツ環境も時代の変化に合わせて検討していく必要が重要であると考えます。また一方で、放課後の夕方や休日早朝の校庭における子どもスポーツ団体の練習時間については、子ども達の運動習慣を維持するために必要な枠として重要性を認識しています。そのため、現在対象時間帯に校庭を利用している子ども団体については、ランランひろば事業と重複しない時間帯を優先的利用とし、その時間帯は利用上限の枠外とすることとしています。このように、区としては子どもスポーツの振興に最大限努めておりますことを、ご理解くださいますようお願いいたします。	スポーツ振興課

2 区民意見で寄せられた意見と検討結果

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	所管
0061	04			最後に、弊クラブには、組織内に、社会人部(メンバーは基本的にはOB、またはOB保護者で構成)(男子部)と(女子部)があります。どちらも同クラブの子供達を支援、サポート(子どもたちの試合の審判、合宿でのコーチのサポート支援、近隣地区交流大会での審判対応等)をすることを、活動の重要な位置付けとしているものです。そして子どもたちのサポート、支援のために、同時に自分たちの技術向上を目指して日曜の夕方(17-19時)の時間帯に校庭をお借りして活動しております。クラブの子どもたちの支援のために活動しているクラブ内組織ですので、今後も校庭を使用させて頂く事ができる様ご配慮いただければ幸いです。以上、クラブの代表・監督としての意見、今回の見直しに関する捉え方を述べさせて頂きました。ただ、今般の施策(案)は目黒区サッカー協会・少年の部に加盟する全クラブに多大な影響を及ぼす事案ですので、目黒区サッカー協会・少年の部の理事会において議案に挙げさせて頂きます。またその上で団体として説明会の開催等、意見を提出させて頂く場合もあるかと思っておりますので、よろしくお願い致します。	7	学校開放のきまりである「目黒区立小・中学校校庭開放実施要領」(平成9年4月1日決定)によると、小学校団体開放の対象は、「社会教育関係団体登録又は地域活動団体登録をしている少年団体等」とあり、大人団体の利用は含みません。ただし、子ども団体の指導を行う大人の参加は認められます。目黒区の小学校施設は、子どもの使用を前提に整備されており、大人団体としての活動は原則認められませんが、子ども達の指導やサポートであれば問題ありません。特に大人同士が声を上げてプレーをすることで騒音を指摘されたり、設備を損壊することはあってはならないことですので、既定の範囲内でのご利用をお願いいたします。	スポーツ振興課
0062	01	個人	専用フォーム	〇〇小では平日放課後に目黒区フリークラブ子供教室のバスケットボール教室を行っていますが、こちらは今回の見直しの対象になりますか？ ××も一緒に活動しているので心配です。	7	平日放課後の子ども教室は、教育活動ですので、団体開放に該当しません。従って見直しの対象外です。	スポーツ振興課
0062	02			目黒区フリークラブ子供教室は副校長先生と直接交渉をして××が予約していますが、今後はどうなっていきますか？ 見直しの対象外という認識でよろしいでしょうか？ この場合、利用上限設定の対象外になりますか？	7	放課後の子ども教室は、目的外利用ではなく教育利用になりますので、そもそも団体が利用申請を行う必要がない活動です。今後は学校が事前に利用枠を押さえるものと考えます。	スポーツ振興課
0062	03			土日の昼間(合間)(12時~13時or12時~14時)の時間も副校長先生と直接交渉をして××が予約していますが、今後はどうなっていきますか？利用時間帯モデルに土日の昼間(合間)が無く設定させていますので直接交渉はなくなりますか？	7	教育活動であれば、学校で決定することですが、そうではないとすると、これまで目的外利用で申請していた団体利用時間は、すべて団体開放に移行しますので学校と直接交渉など行うことはできません。規定の枠時間について、ほかの団体と一緒に、学校開放運営委員会の利用調整により予約を行ってください。	スポーツ振興課

2 区民意見で寄せられた意見と検討結果

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	所管
0062	04			予約について、スポーツ団体(定期利用)の場合、①ホーム校での利用調整後、②中学校のオープン抽選後の空き枠のシステム予約について 利用予約ができる施設はホーム校の所属地区内の全ての小中学校になりますか？ 又はホーム校の所属地区外(例えば隣接地区も含めた)全ての小中学校になりますか？	7	ホーム校の子ども団体の利用料を免除とするため、小学校または中学校の中から、ホーム校1校を指定していただき、利用調整またはオープン抽選となります。その後の空き枠予約は、ホーム校所属地区内のすべての小中学校になります。ただし、他の地区の小中学校の予約はできません。	スポーツ振興課
0062	05			スポーツ団体の利用枠について、1団体:体育館利用上限設定24時間見直していただけないですか？ →現状の利用時間の状況に近い運用を希望。 →子供達の練習を満身にさせられる環境を整えて欲しいので、最低でも12枠36時間は必要。土日のどちらかと平日の2日間の利用をすると、週に3日、つまり月に12日は必要になる為もしくは、技術向上のため毎週日曜日に練習試合を組んでおり9時～17時の利用をしています。(8h×4週=32h利用)	3	体育館の利用登録団体数からして、全体の利用の公平性を維持するために、上限時間の増は難しいと考えます。ただし、当面の間、空き枠予約に限っては上限時間を設けないで予約が可能です。	スポーツ振興課
0062	06			団体開放枠(体育館)について、3h区切りになっていますが4h区切りはいかがですか？ →現状の利用時間の状況に近い運用を希望の為よく顔を合わせます他の団体も17時～利用しているのでもし3h枠取りで18時まで取ってしまうと1時間遅いスタートとなりそうです。 →利用時間に準備・片付けの時間が含まれるが実活動時間を確保希望の為 もちろん私たちも準備片付けをスムーズに行い対応していくべきと考えております。 ただ子供たちに準備・片付けを通して施設・設備を大切に使用する、利用について携わっている方々に感謝する等も伝えていきたいという思いもありますのお願いです。【例】 利用区分/大人料金/子供団体料金 9:00～13:00(4h)/2,000円/1,000円 13:00～17:00(4h)/2,400円/1,200円 17:00～21:00(4h)/2,400円/1,200円	5	時間枠単位は、各学校で様々な運用が行われており、すべての団体の要望に応えることは難しいのが現状です。3時間単位としているのは、区立体育館の体育室の使用時間に準拠しています。	スポーツ振興課 資産経営課
0062	07			施設・利用料について、子どもに関わる利用料金の現状維持が希望ですが、もう少しお安くなるとありがたいです。 施設利用料の使用先の説明&明確化していただけますか？ 施設利用料は施設設備の充実化に使われますか？ 現在施設によって設備の状態に差があるように感じる為 設備の改修・充実化はしてもらえますか？ →施設充実はホーム校に通う学生達の環境も良くなるので良いのではないのでしょうか？・主事さんですが、とてもやさしく・丁寧・柔軟に対応してくださる方もいる反面、主事さんに向いていないような人がまれに見受けられますが、有料化にともない改善されますでしょうか？ 何卒宜しくお願い致します。	7	団体開放の有料化については、持続可能な施設利用の実現や施設を利用しない方との公平性の観点から、受益者となる施設の利用者に一定の使用料を負担いただくことが望ましいと考えております。 一方で、地域の子ども団体の活動においては、子ども達の日常の運動習慣を一定程度、維持・継続していくことや、子育て世代への支援も必要であると考えます。そのため、見直し方針のうち、身近な施設であるホーム校での子ども団体利用の場合に限り、使用料の免除を行うこととします。 団体開放で使用する学校の設備については、学校ごとに違いはありますが、常に整備点検を心掛けるとともに、不具合があれば随時修理や更新を行ってまいります。 また、利用される方に対しての主事の対応については、利用者が不快な思いをすることがないように、研修などを通じて改善に努めていきます。	資産経営課 学校施設計画課 教育政策課

2 区民意見で寄せられた意見と検討結果

整理番号	枝番	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果(対応策)	所管
0063	01	団体	専用フォーム	明確化や公平性の観点から目的外利用を見直すこと、学校施設利用の統一化を図ることは、地域ごとの特性を排除することに繋がると考えます。これまで学校や地域関係者との関係を築いてきた活動を無駄にしてしまうのではないのでしょうか。学校施設の使用見直し方針(案)では、これまで学校や地域関係者と築いてきた既存団体にどこまで利用優先がされるのか十分な説明がないと感じました。各団体に向けた説明の機会を設けることが必要ではないのでしょうか。また、大人団体では校庭の使用はグラウンドゴルフに限定されています。その理由はなぜでしょうか。	3	学校施設は教育施設であり、これまで教育に支障のない範囲で社会教育活動や公共的利用が認められてきました。その中で、区民のための公共的利用はコミュニティ形成のために重要な活動であり、地域ごとの特性が認められるものでありますが、社会教育活動としての団体利用は、その団体に属するメンバーのための教育活動であり、学校や地域そのものと一体視できるものではありません。勿論、地域との繋がりを大事に活動されてきた団体におかれましては、今後も地域との関係性を維持されることを信じております。優先性の面では、今回の見直しで、学校施設の目的外利用時間については、一部の時間帯を子どもスポーツ団体の優先枠として認めるとともに、上限時間枠外の扱いとさせていただいております。その他は、今後の学校施設利用の課題解決のために必要な施策ですので、ご理解ご協力をお願いいたします。 また、校庭の大人団体利用についてですが、小学校施設は、児童の使用に向けて整備されていることから、設備面での耐久性、近隣騒音といった観点から、校庭については、原則大人団体の使用を認めていません。ただしグラウンドゴルフについては、地域の老人会が主体となって活動することから、児童に準じた取り扱いとして認められているものです。また、利用者の皆様への説明は、全体の説明会を行うとともに、各学校開放運営委員会が開催する懇談会などの機会を捉えて行ってまいりたいと思います。	スポーツ振興課
0064	01	団体	書面	見直し方針OKです。	7		